

注：第2項「託送供給等約款 15（供給および契約の単位）
(4)の記載につきましては、契約先の一般送配電事業者によ
って参照先が異なりますので、ご注意ください。

年 月 日

〇〇電力〇〇株式会社 殿

□□株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

需給調整市場に関する同意書

弊社は、△△株式会社が需給調整市場における取引に用いる、弊社を発電契約者とする発電量調整供給契約に属する発電リソース（以下、「対象発電リソース」という）について、下記の取り扱いに同意いたします。

記

1. 対象発電リソースに関して、需給調整市場における取引は、取引会員である△△株式会社を契約者として行い、取引規程（需給調整市場）に定める料金の精算は、△△株式会社と貴社の間で行うこと。
2. 調整電源の扱いに関して以下のとおりとすること。
 - (1) 以下の各号に該当する場合を除き、〇〇電力〇〇株式会社が、対象発電リソースを、取引規程（需給調整市場）にもとづき需給調整市場で約定した提供期間の各 30 分コマにおいて、託送供給等約款 15（供給および契約の単位）(4)に規定する調整電源に該当するものとして扱うこと。
 - イ アセスメント I における供出可能量がゼロ以下となった場合（ただし、対象発電リソースが余力活用に関する契約を締結し下げ余力がある場合において余力の運用規程における第 8 条（調整力）第 1 項(1)から(7)に該当しない場合を除く）
 - ロ 対象発電リソースの故障・トラブル等により対象発電リソースが取引規程（需給調整市場）または約定した商品区分に対応する取引規程別冊にもとづく指令に従った応動ができない場合
 - ハ 〇〇電力〇〇株式会社が、対象発電リソースに対してロに定める応動ができないと判断した場合
 - ニ 対象発電リソースが一次調整力のみで約定した場合（ただし、余力活用に関する契約を締結している場合において余力の運用規程における第 8 条（調整力）

第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く)

- (2) 弊社は、対象発電リソースごとに発電バランスンググループを設定すること。
ただし、一次調整力のみに入札する対象発電リソースを除く。
 - (3) 対象発電リソースを調整電源として扱う場合、調整電力量を算定するために、〇〇電力〇〇株式会社が行う発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定において、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなし、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定において、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなすこと。
3. 弊社が電力広域的運営推進機関に提出する対象発電リソースに係る発電計画について、発電上限の欄へ記載する数値は、対象発電リソースに対して有する弊社の権利枠における上限値を記載すること。
 4. 弊社と△△株式会社の契約および需給調整市場に係る取り決めその他一切の事項について、弊社および△△株式会社間で紛争が生じた場合、弊社および△△株式会社間でこれを解決すること。
 5. 取引規程（需給調整市場）にもとづく取引に関連し、弊社および△△株式会社に生じた損害について、貴社の責めに帰すべき事由によるものを除き、貴社が賠償の責めを負わないこと。

以 上

記載例

年 月 日

東京電力パワーグリッド株式会社 殿

発電契約株式会社

代表取締役社長 東京 太郎 印

需給調整市場に関する同意書

弊社は、需給調整株式会社が需給調整市場における取引に用いる、弊社を発電契約者とする発電量調整供給契約に属する発電リソース（以下、「対象発電リソース」という）について、下記の取り扱いに同意いたします。

記

- 対象発電リソースに関して、需給調整市場における取引は、取引会員である需給調整株式会社を契約者として行い、取引規程（需給調整市場）に定める料金の精算は、需給調整株式会社と貴社の間で行うこと。
- 調整電源の扱いに関して以下のとおりとすること。
 - 以下の各号に該当する場合を除き、東京電力パワーグリッド株式会社が、対象発電リソースを、取引規程（需給調整市場）にもとづき需給調整市場で約定した提供期間の各 30 分コマにおいて、託送供給等約款 15（供給および契約の単位）(4)に規定する調整電源に該当するものとして扱うこと。
 - ア セスメント I における供出可能量がゼロ以下となった場合（ただし、対象発電リソースが余力活用に関する契約を締結し下げ余力がある場合において余力の運用規程における第 8 条（調整力）第 1 項(1)から(7)に該当しない場合を除く）
 - ロ 対象発電リソースの故障・トラブル等により対象発電リソースが取引規程（需給調整市場）または約定した商品区分に対応する取引規程別冊にもとづく指令に従った応動ができない場合
 - ハ 東京電力パワーグリッド株式会社が、対象発電リソースに対してロに定める応動ができないと判断した場合

- ニ 対象発電リソースが一次調整力のみで約定した場合（ただし、余力活用に関する契約を締結している場合において余力の運用規程における第8条（調整力）第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く）
- (2) 弊社は、対象発電リソースごとに発電バランシンググループを設定すること。ただし、一次調整力のみに入札する対象発電リソースを除く。
- (3) 対象発電リソースを調整電源として扱う場合、調整電力量を算定するために、東京電力パワーグリッド株式会社が行う発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定において、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなし、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定において、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなすこと。
3. 弊社が電力広域的運営推進機関に提出する対象発電リソースに係る発電計画について、発電上限の欄へ記載する数値は、対象発電リソースに対して有する弊社の権利枠における上限値を記載すること。
4. 弊社と需給調整株式会社の契約および需給調整市場に係る取り決めその他一切の事項について、弊社および需給調整株式会社間で紛争が生じた場合、弊社および需給調整株式会社間でこれを解決すること。
5. 取引規程（需給調整市場）にもとづく取引に関連し、弊社および需給調整株式会社に生じた損害について、貴社の責めに帰すべき事由によるものを除き、貴社が賠償の責めを負わないこと。

以 上